

令和8年6月26日
兵庫労働局

雇用保険失業等給付を受給中のみなさまへ

台風7号・8号接近に伴う令和8年6月26日の失業認定日の 取扱いについて

台風7号・8号の接近に伴い、公共交通機関の運休等により、失業認定日に来所することが困難である場合には、認定日変更が可能です。

失業認定日の翌開庁日以降、来所できる状態となりましたら、すみやかにハローワークへお越しください。

- ※ 認定日変更の取扱いを行うためには、来所できなかった失業認定日の次に予定されている失業認定日の前日までにハローワークへお越しいただく必要があります。次に予定されている認定日等ご不明な点がある場合は、ハローワークへおたずねください。
- ※ 今回の台風以外の理由により認定日変更を希望される場合は、受給中のハローワークへご相談ください。
- ※ ハローワークの雇用保険窓口の取扱い時間は、平日8:30から17:15までです。